

## ブラジルにおける意匠出願制度概要

Licks 特許法律事務所

ブラジル弁護士  
カラペト・ホベルト



特許訴訟、偽造防止対策、不正競争防止などの知財を専門分野とする日本語が堪能なブラジル弁護士。現在は、弁護士活動の外、早稲田大学法学研究科に在籍して日本の知財法を学びつつ、ブラジルを含めた南米各国の法制度について講演やセミナーも行っている。

ブラジルにおける意匠制度の特徴としては、無審査主義が挙げられる。したがって、出願の手続は、1) 出願、2) 方式審査、3) 登録の順で行われる。

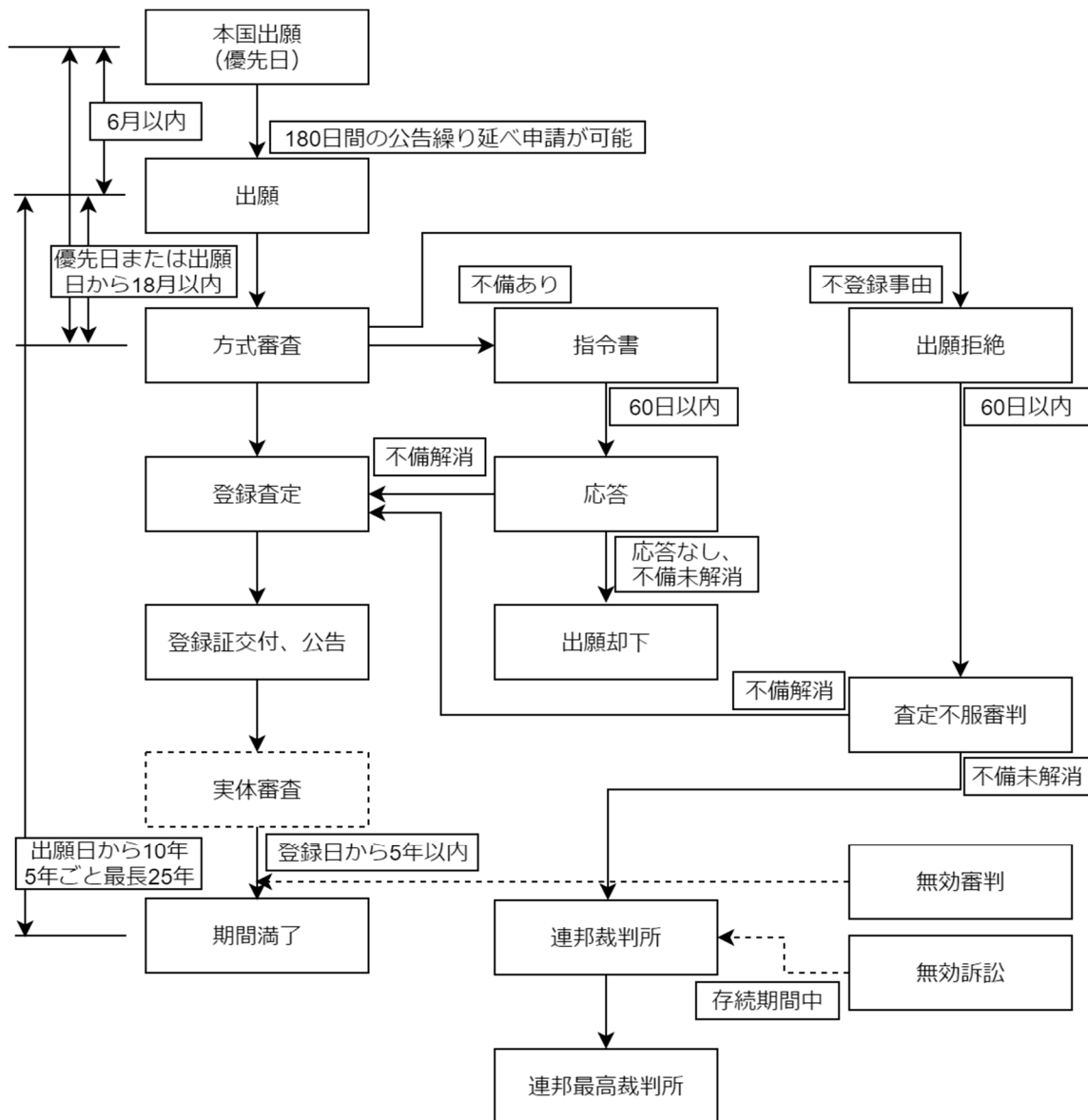
一方、登録の後で 4) 審査請求が可能である。権利行使を考えると、審査請求を行ったほうが望ましいといえる。

### 1. 出願

ブラジルにおける意匠の出願書類は、すべてポルトガル語で提出しなければならない。意匠出願時の必要書類は下記のとおりである。

- ・ 願書
- ・ 図面または写真
- ・ 明細書（意匠の物品と製品の利用分野の説明が必要）
- ・ （必要に応じて）クレーム
- ・ 手数料納付証明書
- ・ 委任状
- ・ 譲渡証
- ・ 優先権証明書

ブラジル意匠制度では、各出願に、同一用途に係るものであり、かつ、同一の顕著な識別性を有していることを条件として、20 を限度とする関連意匠を含めることができる。



意匠の出願手続のフロー図

図面については、様式のみが規定されているため、線画のほかに写真、CG画像などを用いることができる。また、二次元の意匠について、特段の規定はない。三次元の意匠の場合、常に斜視図を含めなければならない、かつ、対象物の完全な外形を示すための正面図、側面図、上面図および下面図を含める。

部分意匠制度は存在せず、保護を求めない事項を説明、点線または破線により示すことも認められない。

## 2. 方式審査

出願に添付すべき書類に不備があるなど、出願が要件を満たさない場合であっても、当該出願に出願人、意匠および創作者に関する十分な情報が記載されている場合、ブラジル産業財産庁への出願は認められる。

ブラジル産業財産庁は、補正指令書を発行してから60日以内に要件を満たすように求め、満たされなかった場合は、当該出願は提出されなかったものとみなされる。要件が満たされた場合は、当該出願は当初の提出日になされたものとみなされる。

また、出願に係る意匠が登録性無し（不登録事由あり）と判断された場合、出願は拒絶される。

方式審査で不備が無ければ、通常、出願からおよそ1年以内に登録査定となり、登録証が発行され、公告される。

出願時に、出願人からの要請があれば、出願日から起算して180日間まで審査以降の手続を繰り延べることができる。

## 3. 登録

ブラジルの意匠制度の大きな特徴として、出願時には新規性、独創性の実体的要件が審査されない、無審査登録主義を採用していることが挙げられる。したがって、意匠出願の実体審査は行われないため、方式審査を通過した意匠出願は、登録査定が出される。

登録は出願日から10年間効力を有するが、5年を単位として3回の延長を受けることができ、最長25年の保護を受けることが可能である。

## 4. 実体審査

ブラジル意匠制度では、意匠出願の実体審査は行われませんが、実体審査の請求は、意匠権者のみが行うことができ、また、意匠権の存続期間中であれば、いつでも請求することができる。

実体審査の請求を行うことで、新規性や独創性について、ブラジル産業財産庁の肯定的な意見を得ることができれば、権利行使の実効性を高めることができるという側面がある。

#### 5. 否定的見解となった場合の対応

審査が請求され、新規性や独創性について、ブラジル産業財産庁の否定的な見解が出された場合、職権による行政無効審判が開始され、第三者が提起する無効審判とほぼ同じ手続きとなる。

#### 6. 無効審判、無効訴訟

ブラジル意匠制度では、出願人以外の第三者による審査請求は認められていないが、登録意匠に無効理由があると思われる場合、利害関係人等は、登録日から5年以内に限り、ブラジル産業財産庁に対し、登録の無効（無効審判）を申し立てることができる。

無効手続きの請求または職権による開始は、その提出または公告が登録付与日から60日以内に行われた場合、登録付与の効力を停止させる。

行政の無効審判が開始され、審判を知らせる通知が出された場合、通知から60日以内に、出願人による応答が求められる。

また、意匠権の存続期間中は無効の訴えを裁判所に請求することが可能。

ソース：

ブラジル産業財産法

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）